

特 55

114

神宮教會要旨

第二

無神論之海

神宮教會要旨第二

神宮教會要旨第二

惟神旨略解

この惟神旨
差出されし

神宮第十五教區本部長 藤井 稜 威 編纂

章の田中管長の撰定にしてこの本教の趣旨として其筋も
也と皇典に見えたる如くも元始の綿邈たる先聖の傳へ給へる太素の
杳冥ある本教も因て氣象未効無名無爲に大原張明ふし其道に至正至美
至簡至易ふして入易く従ひ易く之を施して世も益あり之を行ひて害あ
るを免れ故も我惟神の道に造化の元首より起りて大元の始めより万世
の後に至るまで嘗て一日も汚隆あるよし第一第二の二章の經よし

て第三章の其緯あり我が惟神の教導は職を奉ぜるものハ宜しく第一第二の二章は詳明は解得して第三條の神理煥講究をべし予第一第二の趣旨説明はせんとして天神造化幽顯分界修理固成皇國々體の四説煥編成し第三章の趣意を詳はせんとして修祓鎮魂主宰分掌神魂歸天の四神理の四章を著述を以て本章の意を詳明は至らしめんとして本編は附録を凡て神典皇史よりて説をかひ處はして一も私意を交るものなし續者之と神典皇史は徴し之を天賦の靈性は問ふ時ええしめて其説の確實にして其教の尊むべきを知るは至るる也

天祖天之御中主神大元の初は天地日月を鑄造し神人萬物を化育し給ひし其産靈の神徳を講明は

天之御中主神 神徳煥まはるる、略述をべし其ハ古事記ハ夫此元既凝氣象未效無名無爲誰知其形然レ乾坤初分ハ參神作造化之首まは天地初發之時ハ高天原成神名天之御中主神次高御産巢日神次神産巢日神此三柱神者並獨ハ而隱身也また日本紀ハ高天原所生神名曰天御中主神次高皇産靈尊次神産靈尊とあるよよは天之御中主神と高皇産靈神神産靈神の三神等しく造化の元首はまして同徳はませるが如し然も其も其差別あるよどの古語拾遺の一本及び神皇正統紀ハ高皇産靈神々産靈神ハ天之御中主神の御子と傳へたり之を古事記日本紀ハ徴とるよ其ハえれわりいゝらとなれば紀記二典をえしめ古書ともハ高皇産靈神々産靈神の御言行をか々けたる所あり二柱の神ともハ隱身の神はませば御

形をあらえし御言とひ等のありしハ雄略天皇の御代ハ葛木の一言主神のあらえれまし、類ひまたののれ住言の現人神の如きさはよして尋常のとよあらざるあり高木神といひ神産靈御祖のこよと、申せるを故あるまどありこの事よほさてハ別よ委しき考へありされとことへ分靈よませるよもせよ別ある由あるよとせよ既よ御言およひ御所業ありふれ天之御中主神といふく異あませるら故あり次々よ云ひね城よく考へ合とべし天之御中主神よ至りてハ一の御言語およひ御行跡のかくありしと世よ傳ふるまどあし、造化の元首とまよと城知るのこまりこれ二柱の神と甚く異あまして人の言語を以て世よ傳ふへき御言行のまよあらざる故あるべし何事も後の世人れらよのく言ひといひ思ひと

思ふ百千のと城幾百千積むとも天之御中主神の神徳を解き得ると城得ざるものとあるるに故よ古へより朝廷よかいて四時の祭祀城執り神社を建て思願をこひ報賽の道を盡し給ふ神さのあまたましますと此神のこを預り給へると聞えざるも故あるとありされの造化の元首ハ天御中主神よまして高皇産靈神産靈神の神ハ其神徳を賛けて天地日月神人万物を銘造し給ひしものあり其證ととへきハ日本紀ハ高皇産靈尊有預銘造天地之功と見えたるよてもあるるに惟ふよ天御中主神ハ幽中の幽よましておるて天地日月を創成造作の神よまし現よあらえれたる御事業よ至りてハ高皇産靈神産靈神の御しとさありその鎮魂祭ハ産靈神を祀り中古の歌よとよもむとふの神の人をつくりんまた心さへむと

ふの神のほくりきんさど、云ひて現業はあられたるまどのな産靈
神の神徳とせり神典皇史は其御言行を傳へさせ給へるもさる故あるの
爲あり又天御中主神と産靈神と殆ど幽顯の差別ありとさるまどの伊弉
諾尊伊弉冉尊の高天原よまのり上りて命をこひ給へ天神は正しく産靈神
よませるよ天神また太古よトへて云々とけり給へりこれ産靈神のうへ
よもさ幽顯よ仰さ給ふよとありと思ひえらるゝが故あり其他天之御
中主神と産靈神との御上の差引を云出ればさは盡そへくもあらされど
上の件の趣よて其餘もおしてささるるに三神造化之元首とあるは固よ
り大凡の御神徳を述べたるものよしてそれを委しくする時このよ述べ
るの如くある故よこの惟神旨の本文よ偏へよ天御中主神ようけて述べ

られたるものあり大元の初めの如きは無名無爲の古へよして後世これ
を知るよ由あり然きとも我皇朝よの辱かくを元始の綿邈さる先聖より
太素の查冥ある本教を傳へて天照大御神の神徳よよりて之を皇統と俱
よ無終よ至らしめ給ふ故よ正しき神傳を知るよとを得たり外國人の推
測を以て天地の初めを語るもの、比よあらは仰くべし尊むへし天地日
月を鑄造し神人万物を化育し給ひしと云ひ万物を創始造作し給ひしよ
ど煥かく文を對して成せるありされのこの本教よ従事せるものまの造
化の神徳の廣大ある旨を講明とべしこれより次々造化の功效を説明せ
んとよ上件よ述る如く天神の万物を造化し各其さはよ従ひて之の位置
を與へ給へり神人万物其大小尊卑の差を生し各其分よ適する所の權力

を有するよとを得るよ至る其有する所の力れ及ふ限りを稱して之を顯
といふ其力の及むる所を名けりて之を幽といふ各其位置を定め其權
力を有すこゝよかいて元じめて幽顯其界を異せり小と卑の以て大と
尊を測るへのよ終よ見るへのよ開へのよ至るよ至るこれ其界の
ある、初めあり人尤必ず神界のよとを見るよと能ひ幽顯の差あるの
爲あり然ととも神界よ至りての神とちとな御言あり御行ひあり彼と是
と相通せべし固より神と神との上よての共よ顯あるよと火を見るより
も明らきし然ととも猶一層深き所よいまは造化の神の御上よ對しての
直よ御言とひをさし給ふよとさくまた御所行を俱よし給ふよとさし幽
顯の差あるよと今の世吾人の神よ對するが如し此ハ古事記よ隱身の神

をわけたるを以て思ひ半よ過んらし既よ幽顯分界す造化の神とちと後
よ生ませる神と御所を異すこゝよかいて神人其現世の事業定まら
ざるのらら古事記よ天神詔命以詔伊弉那伊弉諾命二柱神修理
固成是多陀用幣流之國天沼矛面言依賜也まゝ日本紀よ天神詔伊弉諾
尊伊弉冉尊曰有豐葦原千五百秋瑞穂之地汝往備之舊賜天瓊戈とあり
て天神の命以て二柱神よ修理固成の任を授け給へりこゝよかいて所謂
深遠る所れものを修理固成し給へりこゝよ多陀用幣流之國とわれど
い國土經營の一事よあらひ其禮とをへさる二柱の神の御所行これなり
まは國土環經營し天地の主とまはるる貴の御子及えしり梅川山野草木
水火風土の諸神かよひ万物を生給ひ衣食住の道とよ、よ開くるよ至る

君臣父子の倫理をよ、よめらるゝ、よ至る靈世の大開らしめて明あり
人の職業をしめて起るりこれ預約する時え靈壽の物を修理固成する外
なし天下後世神人とか大國の神のり、ふり給へる神勅をばぐそのなり
上下各其職とする所のその修理固成の任既よ具入れりて、よおいて天
照大御神高天原よまして天地の間よ照臨し造化の功を築めて神人万物
を主宰し給ふ恰も造化の功よ等しいのんとかれの造れの功え國中よあ
りて神人之を見るよと照はば主宰の神徳は顯よして万物之よ浴すこ、
よ天照大御神の命以て齋齋實祚二大神勅頒垂れて皇孫尊成して葦原中
國の顯事よ君臨せしめ給ひ士農工商の職をこ、よ定れるよと神典よ明
かりおの次の章よて之を明らむべし

皇祖高皇產靈神天照大御神の皇孫よ神器を授けて天宗一系の基を開き給
ひ斯民を治め給ひし本教の原由を詳悉す

此章の前章よは、よきて之を心傳へし初め天神(則ち產靈神といふ)の御
言以て伊弉諾伊弉冉尊よ修固固成の任を負せ給ひ則ち二柱神大八島國
山川草木の神うちをあしませしきこ、よ共よ講りて天地の主たるへき神
を生さ、めやと宣ひて天照大御神を生ましなり故天照大御神高天原よ
まして豐葦原に千五百就に稻穗國の我の御子に次々君とまひへき國な
り爾皇孫尊成して治すへしとさくましませ實祚に隆むよと天壤に共無
窮なるべしと宣給ひて寶鏡則ち八咫鏡かよひ天璽雲劔八坂瓊曲玉を賜
ひ天に下れ政事白し給ふ儀式則神を祭り民を治むる道を授け八百萬神

を屬け給ひ穀物と初り御水に至るまで經營の用一として獲る處亦く供
し給ひて皇孫尊を天降し給へり産靈神もこの時のおと、もくさく、輔
*給へり但し幽まかゝるまどの産靈神の御依より顯まかゝれるま
どの天照大御神の依し給へり古事記古語拾遺の之坂合せ記されたれど
日本紀よれば其まど明らふ分をたりされば我天宗一系の其坂開き君
臣の名分を定め國政の策略を制し給へるの天之御中主神の神徳よれば
るまど云まくも更な産靈神の御より伊弉諾尊の定め給ひ天照大御
神の之を制て以て皇孫尊を授け諸神を令して之を傳へ給るものあり齊
鏡寶祚の二大殿勅則ち之あり万世互りて敬わり何れの人を之を争ふ
まどを得ん實に我君臣の道の如き國寶と共に万古不易されば海外各

國のとは大に異なる所あり君臣の名分かくの如し夫誰の重きまど又海
外各國と同日に語らるるのら國政の策略に至りて亦彼の其權利を保護
せんが爲に之を組織し或の人智推測にされる物の比にあらば神代より
今に至るまで君臣分正しく上下修理固成の天職に業々たるものこれ其
証にて固より區々の論を待たるるあり海外の政治論者我神典を則るまど
獲得すして經歷攷積んて其實地を適するもの攷撰て以て闡明立んとい
世襲の君位おく汝可とするの如きもの殆實理に近きに至る當れるまど
尠るまど雖或の其時勢の急あるまよき等ありて万古不易の法よあ
らば人智限あるの故に尙履を隔て瘁をのくる如きもれあまよ非す造化
れ妙を犯さんとするまど決して能はざるもれありこれ幽顯れ分本末は

一川宮義會聖旨第二
種むるが爲なりこれ條は意を擴張し以て皇國臣民は本分を盡さずん
ぬるべからざる固より己れ身體は獨己のそれより祖先は身體なり祖
先神靈恭しく皇祖の詔を以て天皇を保護し奉る職を奉ず以て遺體も及
ふたゞ一時君臣は義を結んで其恩を報ゆといふ比より己れ或の己を
濶くし或の名を借んで國を報ずるを美事と以外國よりの或の可なりん
我國家よりの何ぞ一身は美事はとすべからざるやいふんぞ亦れば祖先よ
り此身も及び子孫に至るまで皇室を盡すべから大義名分既定されり天
皇は臣事し國民の義務を盡し忠誠を勵み天上の儀式を習ひて人倫の修
むべき道に従ふこれ一身の志操を立るのこゝ非は祖先を代り子孫を先
んじて勤めざるをのりたる本分ありもし二度この本分を誤る時の皇祖

皇靈の罪人たるは云を待て祖先は不孝子孫は不慈之より大なるはあし
本教の大經この二章を以て盡す宜しく三章の神理を窮究し之が緯を修
めて幽顯兩界は互りて少るも恥るまじなきふ至らしめんよとを

正德縣志卷之二

